



伊賀市議会だより

No. 6
平成18年9月1日



伊賀市模山「滝谷池」



ひとが輝く 地域が輝く

～住みよさが実感できる自主と共生のまち～

六月定例会
会議日程

- | | |
|--------|---|
| 六月 八日 | 本会議
開会、請願の委員会付託、市政所信表明、市長提出議案の上程、説明、質疑及び委員付託
市長提出議案の上程、説明、質疑、採決 |
| 六月十三日 | 本会議
一般質問 |
| 六月十四日 | 本会議
一般質問 |
| 六月十五日 | 本会議
一般質問 |
| 六月十六日 | 本会議
一般質問
総務常任委員会
教育民生常任委員会
産業経済常任委員会
建設水道常任委員会
本会議 |
| 六月二十日 | 各常任委員長報告、
質疑、採決
請願の委員長報告、
質疑、採決
市長提出議案の上程、
質疑、採決 |
| 六月二十一日 | 各特別委員長報告
議員提出の意見書の上程、質疑、採決
地方自治法指定法人の経営状況等の報告
閉会 |
| 六月二十三日 | 本会議 |



一般質問

去る、6月に開催されました第3回伊賀市議会(定例会)では、一般質問が6月13日から4日間行われ、23名の議員により市の諸問題についての質問を行いました。

質問を行った議員

松村 頼清・田山 宏弥・中本 徳子・渡久山カナエ・森 正俊・桃井 隆子・森永 勝二
本城 善昭・葛原 香積・英 成樹・宮崎 由隆・大西 保定・前田 孝也・馬場登代光
土井 裕子・山岡 耕道・本村幸四郎・今井 博昭・森岡 昭二・森野 廣榮・奥 邦
森本 魁・岩田 佐俊

小規模修繕工事を地元零細業者に

(森永勝二議員)

Q 小規模な修繕工事を地元の零細業者に発注して欲しいと思います。鈴鹿市では小規模修繕工事等希望者登録要綱を作っております。特徴は市の入札登録業者は対象からはずしてあることです。約28種類の仕事があり、1件の予定価格は30万円以下になっています。是非取り入れて下さい。



行政財産の圧縮について

(英 成樹議員)

Q 今後、財政が一層厳しくなると予想されることから、伊賀市でも財産の圧縮を視野に入れなければならぬと思われれます。これは財源の確保と同時に管理経費の削減

A 勉強に値するなと思って聞かせていただきました。そこで、税金使っているんな仕事やってもいいから誰でもいいっていうわけにはいきません。登録のときの審査をきちんとしとけば、そういう方法をとれるんじゃないのかなというふうには思います。少し、勉強させてもらいたいと思います。

という目的があります。この問題についてどうされますか。
A 普通財産のうち、可処分、処分あるいは貸付できる資産につきましては、有効活用を図るべく、また場合によっては処分するというところで、台帳の整理をしながら、貸し付けも含めた現況調査をしているところですが、今後、有効に活用する目的があれば別ですが、そうでないものについては、積極的に処分していく方針です。

伊賀南部消防組合

青山地内住民の安心安全

(宮崎由隆議員)

Q 平成19年3月31日を目途に、伊賀南部消防組合を解散し、消防行政を名張市、伊賀市の行政単位で行って、国、県が進める広域消防は今後の問題であると聞いています。市民の安心・安全を考えたとき、また、市民の生命・身体を守るべき1分1秒を争う救急体制、応援体制の確立をどのように考えておられるのかお聞きします。



▲伊賀南部消防組合

A 組織法の改正に基づく広域消防については、現時点では名張市との間で議論は行なっておりませんが、将来は、やはり伊賀

市と名張市が一つの消防というのは、私の理想です。当面それぞれの行政下に消防を配置替えをして、今後、県を交えながら広域消防の道を探って行きます。19年度以降の応援体制は、丸山分署から、また中消防署の方から応援に参ります。救急体制の収容先、病院名を指摘いただきまして、早急、検討課題の中に、伊賀医師会、名張医師会のご協力を得て、救急活動がスムーズに進むようにいたします。

健全な財政運営

(土井裕子議員)

Q 今、地方分権改革の中で目指す姿は自治体経営であり、自治体のビジョンや政策目標を自ら策定し、実行することです。自治体経営が今必要とされる理由の一つに、自治体をめぐる急激な環境変化が挙げられています。我が市においても健全な財政運営が重要であると思いますが、ご所見を伺います。

A 非常に厳しい限られた予算内で市民の最大化を図るためには、効率的な開かれた、自治体運営が求められております。総合計画をはじめとして人事管理、予算編成システム、さらに行財政改革大綱の実施計画など自治体経営に必要な行政行動につきまして、行政マネジメントサイクルを用い、目的、目標を明らかにし成果を重視した改善を継続的に実施してまいります。

市の「印刷物等に 有料広告掲載」を

(森野廣榮議員)

Q 財政が厳しいなか、窓口封筒、広報紙、職員給与の明細書、納税納付書等に企業広告の掲載や庁内壁に広告の掲示などによって収益を上げるよう努めてはどうか。前回、平成15年に質問をしましたが、その後の検討や今後の取り組みについてお尋ねします。

A 平成15年から、行政としての研究の成果が現れていません。財政が厳しいなか、少しでも行政として歳入増を図ることは、当然考えるべきであるのでもっと深く研究させたいと思っております。



行政発注物件における 地元企業の参入と

育成について
(岩田佐俊議員)

Q 元請、下請とも市内の業者に発注すべき、行政として取り組むのが当然であると思われまますし、また、単体で参入できない高額工事に対して地元企業の取り組みにどのように対応されるのか市長の所見を伺います。

A 発注物件は地元で受注していただきたいと思いますが、公費使用事業ですから安価で高性能が原則

となりま
す。また、
建設業の
場合は、
経営審査
が行われ
一定の規
模以上の
場合は、
一定の点
数以上が
ルールにな
っています。
地元の方
に受注して
いただけ
ない場合
には、入
札の条件
として何
パーセン
トかを地
元業者を
参入させ
ても問題
ないか、
契約監理
課等で現
在検討中
です。



長期的な 応急診療体制は

(松村頼清議員)

Q せつかく
開設され
る小児応
急診療所
療所であ
りますか
ら、長期
的な応急
診療体制
が継続で
きよう充
分考えて
おられ
ると思
います。小
児科医師
の不足と
いうこと
が深刻化
している
のも事実
であり、
また、医
師の過重
労働とい
ったこと
もさやか
れており
ます。今
後どのよ
うな方策
をとられ
るのかお
答えくだ
さい。



▲伊賀市小児応急診療所

検討会の設置

A 今後、開設した応急診療所が地域の子育て支援に有効に発揮するということが大事です。また、今後の方策として医療体制及び運営に関しては検討会の設置を考慮しており、今後の一次、二次を問わず、将来的に伊賀地域全体として、医療機関の機能分担化での集約化が必要になってくるのではないかと考えております。

学校マニフェストの 取り組みは

(田山宏弥議員)

Q 伊賀市立小中学校、幼稚園の経営方針を示した学校マニフェストが公表されたが、この取り組みについてお伺いします。

A 今まで漠然としていた教育目標を、各学校・園がどのような理念目標をもって学校・園を経営していくのか、しかもより具体性を持たせるために数値目標をあげて設定したのが学校マニフェストです。いわば学校・園の公約といえるもので、校長、教職員が十分に打ち合わせて練られていきます。子供たちにとっても保護者の方にも分かりやす



いように、教育の中身を具体化させていきたいというのが最大のねらいであります。

障害者自立支援法 について

(中本徳子議員)

Q 4月1日から新しい法律により施行されていますが支援法により一割負担が求められております。障害者までも負担を強いるのは、如何なものでしょうか、また、新しいサービスへの移行につきましても、障害者のデイサービスについては、地域活動支援センターの指定に入れ対応していただきたいものと思っております。

A 従来の障害者の福祉法が自立支援法に、一体化され、3障害がそれぞれ同様のサービスを受けられる事になりましたが1割負担については、非常にむずかしい面もあり、この法律もいざれ改正され、保険の問題と一緒の議論になろうと思っております。デイサービスについては、行政として早急に決定すべき課題というふうに思っております。



障害者への支援体制

(渡久山カナエ議員)



Q 4月に障害者相談支援センターが立ち上げられたが、自宅などの地域で生活をしていく方のため

の相談窓口と聞いています。障害の子どもを持つ保護者の方から「子どもが成長することに役所の対応窓口が変わり、相談機関を訪れる度に子どもの症状を説明しなければならぬ」と聞きました。障害等の課題を持つすべての人の、乳幼児期から児童期を経て就労の段階まで、教育・福祉・保健・医療・労働機関との密接な連携を図り、長期にわたる一貫システムの構築を望みます。

A 今議会で障害者福祉計画を策定します。検討委員会を設置しますので、その中で十分議論をしていただきたいと思います。

新清掃工場の建設について

(森 正敏議員)

Q 新清掃工場建設予定地の奥鹿野と隣接の福川との間で設置に関する協定と公害防止、並びにそれに伴う細目書を締結されたが、説明会を開いた後の3地区はどうするのですか。また、予定している機

種のメーカーに談合に関係した会社もあると聞かす除外すべきです。建設する施設は住民に「絶対安全」だといえる施設で県内外からも施設見学に来る程の安全な施設にしていただきたい。

A 伊勢路、柏尾、桐ヶ丘地区も南部環境衛生組合との間で「公害防止協定」と細目協定を早急に結んでいただく。機種を選定委員会で、すでに21回の会合を重ねていて7月中に入札参加メーカーを決め、9月入札の予定になっています。

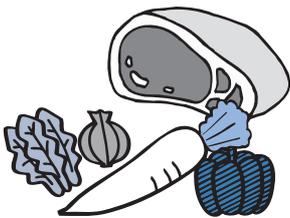


▲新清掃工場造成工事の着手

学校給食の地産地消の進捗状況について

(桃井隆子議員)

Q 学校給食に地場産物を使用することは、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに生



産等に携わる方の努力や食への感謝の念を育むうえで非常に重要なことです。進捗状況はいかがでしょうか。

A 中学校給食検討委員会で、物資検討委員会の立ち上げを行っております。可能な限り地場産物を納入できる体制を構築していきます。

Q 学校給食というマーケットを農業政策として、どのように位置づけられますか。

A 生産者の方、すなわちJAさんを中心として教育委員会の間に産業振興部も入って構築します。

(知的障害)の受け入れは

(本城善昭議員)



Q 総合計画には保護者のニーズに対応できる保育サービスの実現を図るとともに、各保育所(園)において研修等を行い、職員等の資質向上に努める、とありますが、障害児に対してはどう対処されますか。現在の、社協のファミリーサポートセンター、及び放課後児童クラブでは、十分な障害児(知的障害)の受け入れ体制になっていますか。

A 放課後児童クラブでは、1名、ファミリーサポートでは1名が現状です。今後は次世代育成プラン

と合わせまして障害者福祉計画に折り込みまして考えていきたいと思っております。

放課後児童クラブは、平成19年度実施に向けて関係課で作業準備中です。

同和問題の解決に向けて

(大西保定議員)

Q 同和行政の法的根拠は憲法であり、また人権教育啓発推進法であります。ここには明確に社会的身分という問題を盛り込んでいます。差別解消への取り組みは、伊賀市はもちろん住民自治協議会も一番最初に取り組みむべきだと思いますが、市長の考えはどうですか。

A 長年にわたってそれぞれの組織とか団体、或いは地域での取り組みにもかかわらず残念ながら差別がこの地域からなくなっていない。一言でいえば市民の人権意識が低くこれからは行政、教育、その他地域住民も含めて差別解消へのあらゆる取り組みをやっていきます。



校区再編計画における 地区住民の台意と参画 について

(前田孝也議員)

Q 南地区校区再編計画候補地につきましては、現段階において関連地域との合意が得られない状況で検討委員会による協議が進行していませんが、東地区平成21年、南地区平成22年度の開校を目標とするにあたり、2地区の同意を得られない場合の説明会と計画立案施策をどのように進めようとしているのか、お尋ねいたします。

A 全体といたしましては、地区の合意と参画が得られるまで、粘り強く教育委員会として説明会を行ってまいります。お互いの納得のいく、これが校区再編計画の基本であると思います。もっときめ細かく、積極的に説明会を行ないたいと考えていますので住民側でも対応の程をよろしくお願いいたします。

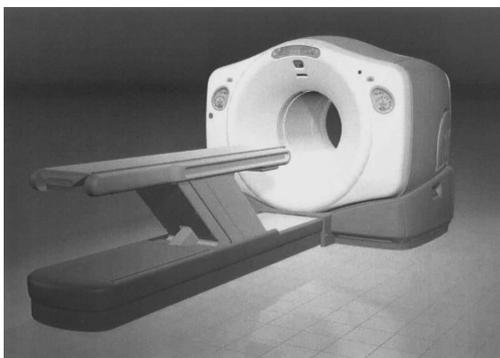


ガン対策法と PET-CTについて

(本村幸四郎議員)

Q ペットCTについて、テレビなどの報道で疑問視しているのを聞きますが、この設置目的について、またどんな効果期待をされているのか説明をお願いします。

A 学会ではペットの重要性は認識されていると判断しています。ガンは早期発見、早期治療が大事で、症状が出てからでは治療ができないケースもあります。胃カメラを飲んだり、血管造影などは患者さんにとって負担になりますが、PET-CTの場合はそういう意味でも有用だと考えます。病院にとって診断能力が高まると思います。金額は9万円前後を予定していますが、ガン予防のための検診を受けていただくために、市民講座や健康教室の開催などで啓蒙していきたいと考えています。



▲PET-CT装置

河川敷における不法投棄 ゴミ処理について

(今井博昭議員)

Q 河川敷における不法投棄ゴミ処理について。

A ゴミの不法投棄については、大変残念ながら後を絶たないのが現状です。通行量の少ない山間の道路わき或いは荒廃地に不法投棄が多く見られております。河川敷については担当課から報告を受けまして、早速現地も確認をいたしております。大変遅くなっていることにつきましてお詫びを申しあげたいと思います。管理責任者は、国土交通省の木津川上流河川事務所の管轄の遊水池であり、撤去の要請を行ってまいりました。話し合いの結果、近日中に不法投棄物の撤去を行なった後に木柵を出入口に設置する旨の返答をいただいております。



▲撤去後の風景

介護支援策の 充実について

(森岡昭二議員)

Q 介護保険制度の改正に伴い、従

来の要介護1が要支援1・2に振り分けられたことよって、今まで受けられたサービスが大きく低下します。市として低下した部分のカバーをどうするのかお伺いします。

A 要介護1から要支援に移行する利用者は、80%から70%で要介護1の場合、現在の限度額は、月額16万5800円で要支援に移行すると10万4000円(要支援2)と4万9700円(要支援1)になり、非常に厳しい法改正であります。市としてその補完として利用者自身に合ったプランを組み、法律で補えない部分については、補完をしてサービスの提供に努めると共に、「地域包括ケアネットワーク」を確立し、健康教室やリハビリ教室等の出前講座に取り組み、多面的に体制づくりに臨んでいきたいと考えています。



住民自治協議会に対する 人的・財政的 支援について

(森本 聡議員)

Q 伊賀市自治基本条例には、伊賀市独自の推進及び、確立の中核的存在として住民自治協議会を位置付けている。財政的支援として、設立交付金と地域交付金を交付しているが、設立交付金は2年で打ち切りとなっている。自治協議会の役割から見て1協議会あたり平均100万円の予算ではその期待に応えられないと思いますが、以降の支援をどのように考えていますか。

A 設立交付金は2年で打ち切りです。その後は地域交付金に設立交付金分を上乗せして交付はいたしません。ユニークな取り組みや、その地域にとって個性ある取り組みをやる住民自治協議会に対しては、行政は財政的にも、人的にも支援するのは当然であり、そのように取り組んでいきます。



NHK大河ドラマ 「藤堂高虎」 誘致について

(馬場登代光議員)

Q 先般NHKに1300名の署名を持って伊賀市から助役をはじめ6名の方が行かれNHKの橋本会長に直接お願いされております。私はこうしたことが実現されるならば自然と観光客の増加と町の活性化に大きく寄与されるものだと考えております。市の取り組み方についてお尋ねします。

A どちらかと云えばこれは行政だけで出来る話じゃないですから一般市民の方々に広く参加していただくということをお心掛けてやっております。現在30団体ほどの申し入れがあり、伊賀市、津市の取り組みに対しNHKとして大変ありがたく今後十分検討しますとの返事をいただきました。

農林業政策について

(山岡耕道議員)

Q 農林業は、水源の涵養国土の保全等多面的な機能を発揮しています。市としての考え方は。



A 今、農林業は一番厳しい時代にある。優良農地や伊賀市の60パーセントを占める森林を将来の子孫にきちんと残していくのが私たちの大きな責務と考えています。住民の皆様方の努力と、それを行政がきちんと支援していくのが非常に今の時代重要です。

Q 経営所得安定対策等大綱の新施策により農政史上大きな転換期を迎えた。円滑な実施に向けての指導及び取り組みは。

A 県、JAと連携を密にして担い手の確保、認定農業者の育成と併せて営農組織の組織化に向けて調査、推進を図ります。

新農業政策と 担い手対策は

(奥 邦雄議員)

Q 19年度から導入される品目横断的経営安定と農地・水・環境保全

向上の両対策は今までのすべての農業を対象とした、価格政策から、担い手の経営に着目した所得政策に大きく変わります。また、農業関係の交付金、支援対策事業が多くあり、これらを上手に活用してやる気のある担い手、農地を守る必要があると思います。どのように対処されますか。

A 非常に厳しい農業情勢になっており今までは生産だけの拡大推進に取り組んできましたが、今は強い農業づくり、元気づくり、事業の支援事業がたくさん出ています。生産だけでなく、経営と流通、環境を含めた交付対応に職員、農協、普及センターを含め三つの体制できちんと組織づくりをして、支援対策事業に取り組み担い手づくりを強力に進めてまいります。



各常任委員会では、第3回定例会において付託された議案24件、請願5件について審査を行いました。主なものは、次のとおりです。

常任委員会

総務

議案第八十号

『伊賀市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正について』

付託 議案十件 請願三件

▼ 本局からは、平成17年度伊賀市防災行政無線設備整備工事の入札手続き及び国民健康保険税の課税漏れに関して、部下の職務遂行に管理・監督義務を怠ったことにより、市政に対する市民の信頼を著しく損ねたことに鑑み、平成18年7月の給与について市政の責任者である市長15%、総務担当助役10%、建設担当助役、収入役5%減じるものです。

▼ 委員からは年度が変わって議案がでてくるのか、また再発防止のための具体的な指導はどうしたか、入札制度を整備した方がよいとの質疑がありました。

▼ 当局からは、機構改革は4月1日付けであり、防災無線施設がきちんと稼動するかどうかを確認してからというところで今になったことと、チェック体制の強化や定例会議の開催など、該当する部署での取組みが説明。また来年度にむけて、本年度中に入札制度の再チェックするとの回答がありました。

教育衛生

議案第九十八号・九十九号

『伊賀市給食センター厨房備品の買入れについて』

『土地取得について』

▼ 本局からは、伊賀市給食センターの土地取得について、ゆめぼりす伊賀クリエイトランド内にある7164・89㎡の宅地を1億5619万4千円で、独立行政法人都市再生機構西日本支社から取得するものとし、厨房備品の買入れについて、総合厨房機器メーカー7社によるプロポーザル方式による厨房備品の配置設計案の選定を行い、日本調理器株式会社中部支店三重営業所と購入契約2億864万4576円で締結するものです。

▼ 委員からは、日本調理器株式会社と契約した経緯、施設の生ごみの処理についてはどのような方法を用いるのかの質疑がありました。

▼ 当局からは、①衛生面の整備が整っていること。②作業のスムーズな運びが明確。③ドライシステムの整備。④アレルギー対応と多様な献立に対応以上の4つの視点を踏まえて同社に決定したこと。また排出した生ごみについては碎き絞ることにより1/6に小さくし、リサイクルの面で堆肥等に活用することがこれらの目標だが、サイクルを構築した上で再利用を考えていきたいとの説明がありました。



伊賀市給食センター建設地

付託 議案九件

産業経済

議案第八十七号

『阿山交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について』

付託 議案一件

▼ 本局は、現在指定管理者として阿山物産振興協同組合が運営を行っており、平成19年3月末で指定期間が終了し、新たに選定を行うに伴い、同施設の安定的な経営や計画的なイベントの企画が出来るように、指定期間を現行の2年間から5年間に変更するものです。

▼ 指定管理者である同協同組合の収支状況や指定管理料などについて質疑がありました。

▼ 当局からは、同協同組合の総会資料によれば経営状況は非常に安定しているとのことであり、指定管理料については、18年度予算では850万円で、内容は、情報提供コーナーなどの施設に係る、光熱水費、便所、駐車場の管理賃金、浄化槽、空調設備に係る保守点検等であるとの説明がありました。

建設水道

議案第八十八号

『伊賀市公共下水道条例の一部改正について』

付託 議案四件 請願二件

▼ 本局は、現在、他の農業集落排水処理施設や特定環境保全公共下水道処理施設を含め、各処理施設の経営健全化及びサービスと負担の公平化に取り組んでいるところですが、ゆめが丘地内で供用中の上野新都市浄化センター処理施設は、平成9年4月からの供用開始以来、毎年度、その収支において経常的に赤字が生じ、税である一般会計繰入金により補填をしているのが現状であるので、経営改善、収入増加を図るため、上野新都市浄化センター処理施設の公共下水道使用料について、基本料金、超過料金をそれぞれ改定しようとするものです。

▼ 委員からは、1世帯当たり、どのくらい支払っているのか。また汚水の水量の計算方法について質疑がありました。

▼ 当局からは、改定後、平均すると4200円以下、水量については、水道で検針した水量を使用しているとの説明がありました。

特別委員会報告

少子高齢化対策特別委員会

・今後の進め方として、平成17年度の事業実績並びに今後取り組もうとしている諸事業について関係各課より説明を受けました。少子化と高齢化の調査対策につきましては、分科会形式を取り、各9名の委員で構成されます少子化対策分科会と高齢化対策分科会とを設置しました。

少子化対策分科会では、1. 企業、職場の少子化に対する取り組みはどうなっているのか。2. 伊賀市において少子化に対し何が課題となっているか。また、高齢化対策分科会では、1. 伊賀市内における特別養護老人ホームの実態把握、2. 特別養護老人ホームの待機者の状況について調査研究することに決まりました。今後は、当委員会で集約されました結果につきましましては、行政へ提言、提案までできればと考えるところです。

交通対策特別委員会

・平成14年、バス運行の需給調整規制が撤廃され、路線バスの廃止または本数の削減が相次ぐ一方、三重県の補助金の削減により、コミュニティバスそのものの運営が厳しくなっている中、有料でもいいから早く生活バスを確保してほしいと声が広がっています。今後の進め方として、鉄道とバスとの連結をいかにするか。学生や高齢者に絞って考えたらどうか。バスサービスニーズをどの程度の層を中心に考えていくべきかと、論議し一定以上の人口の中で、バス交通不便地区を調査し、鉄道も含めた伊賀市としてのバス交通体系路線を考えていこうと、各委員が現地に行き、それぞれ調査中であります。

農林業活性化特別委員会

・伊賀市総合計画の中から当委員会に関連する部分について、農業、水田では伊賀のブランド米、山田錦、コシヒカリの普及と拡大、19年度以降の農業転作など、これらの施策と方向性について、林業では間伐事業、伊賀材の利用、県の事業の概要等、農林業の18年度における取り組みについて説明を受けました。委員からは、農業では、農業を取り巻く環境は厳しく、実態調

査をしては、少子高齢化社会での後継者問題、專業農家として生計を立てていけるのは地産地消の推進、都市との交流、未来の農業と19年度からの水田農業施策、農業団体との交流会。林業では、森を守る間伐推進、間伐材の利用、伊賀材の推進拡大、キハダ植樹の推進など、農林業の活性化を進めるについての多くの意見が出されました。当委員会としては、経営安定所得対策の調査、研究及び間伐材の利用、促進に取り組むことになりました。今後は、農林業活性化の諸問題について調査研究を行い、市民生活の向上、政策提案ができるよう努めていくことになりました。

中心市街地活性化対策特別委員会

・行政より中心市街地の現状と中心市街地活性化の説明を受けました。まちづくり三法の改正を踏まえ、今後の伊賀市として新たに中心市街地活性化基本計画を策定し、国の認可を受ける必要があり、そのための準備をしているとのことでした。また、商工会議所を中心に、活性化協議会の準備会を立ち上げて、基本計画策定に向けた準備が整いつつあると説明を受けました。委員からは、基本計画に市民の声を反映させるため、生活者の視点からまず市民の声を聞くことから始めてはどうか、駅前再開発についてはどのようなのかなどの意見が出されましたが、当委員会としては、まずまちづくり三法の改正点の調査研究を行うと同時に、中心市街地活性化の必要性、コンパクトシティに対する調査研究に取り組み、関係団体や住民との対話も考えていくことになりました。そして、専門家との研修会も予定している。

川上ダム・下水道対策特別委員会

・伊賀市総合計画の施策項目でございます治水対策、生活排水処理施設整備、公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽し尿処理体制の充実、川上ダム関連整備及び水環境整備事業と決しました。行政より下水道対策事業、合併処理浄化槽の設置整備事業、農業集落排水事業、川上ダム関連整備事業などの進捗状況や今後の事業計画の説明を受けました。委員からは、伊賀地域の安全と安心のためには、一日も早く川上ダム本体工事に着手していただき、一年でも早くダムを完成させてもらいたいとの意見が出され、そのために

は早期に事業効果を発揮させるため、また水道料金抑制の観点からも、総事業費の縮減を図る等の事業計画の見直し作業を早く完成させること、同時に、必要な法手続を早く完成させるべく、国土交通省や水資源機構に強く求めていきたいとの意見の一致を見たところ

人権同和・環境対策特別委員会

・今後の進め方について、行政からのマニフェストと位置づけられております総合計画の基本計画において、基本施策を実現するため、具体的施策を示した次の施策の方向について審査を行っていくことになりました。人権同和関係としては、1. 教育文化面で啓発、推進するとした人権同和教育の充実。2. 地域に密着、事業展開を整備充実と努めるとした人権施策の総合的推進。3. 社会教育関係団体を対象とした講座開催や意識向上を図るとした指導者の育成。4. 全市ぐるみで啓発活動を推進するとした人権啓発活動の推進。5. 人権侵害を受けた人に対するフォロワー体制を整備するとした人権相談業務の強化。6. 同和問題の解決を他の関係計画との整合を図り、同和行政を総合的、計画的に推進するとした同和行政の総合的推進。7. 地域住民による総合的なまちづくりを展開するとした生活基盤の確立。8. 住民の生活支援、自立促進を図り、また周辺住民との交流事業を積極的に実施するとした隣保館の充実。

さらに、環境関係としては、1. ごみ減量への市民意識の向上を高めるとしたごみ減量化への取り組みの推進。2. 不燃性ごみの選別、リサイクルプラザ建設に取り組み、再資源化を進めるとした資源ごみリサイクルの推進。3. 伊賀南部環境衛生組合でのごみの焼却施設新整備、リサイクルプラザの整備に取り組みとしたごみ焼却施設の整備。4. 産業廃棄物処理の適正化を関係機関と監視、指導を行うとした産業廃棄物の適正処理の促進。5. 不法投棄の監視パトロール、通報体制などを確立した不法投棄防止対策の推進であります。当委員会では今後、これらの施策の方向の計画、進捗及び成果状況、さらに取り組みにあたっての課題などについて審査を行っていくことになりました。

請願

採択されたもの

請願第十一号 美術館建設を求めることについて
請願第十二号 宅地開発指導要綱施行前の開発団地内における生活環境整備

請願第十三号 「水道認定、公営水道化」の早期実現を求めることについて
宅地開発指導要綱施行前の開発団地内の生活環境整備「水道認定、水道供給」の早期実現を求めることについて

請願第十四号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求めることについて

請願第十五号

府中地すべり防止区域の災害情報
通報システムの整備について



府中地すべり防止区域

9月定例会の開催日程（予定）

9月定例会は、9月1日(金)から9月25日(月)までの会期25日間の日程で開催の予定です。

9月 1日(金)	本会議 開会 議案上程・提案説明 委員会付託
7日(木)	本会議 一般質問
8日(金)	本会議 一般質問
11日(月)	本会議 一般質問
12日(火)	本会議 一般質問
13日(水)	決算特別委員会
14日(木)	決算特別委員会
15日(金)	予算特別委員会
19日(火)	常任委員会
20日(水)	常任委員会
25日(月)	本会議 委員長報告 採決 閉会

※本会議は市役所2階市議会議場で、委員会は2階市議会委員会室で開催されます。
※時間は、いずれも午前10時から開催の予定です。
※変更される場合もありますので、ご確認ください。

お問い合わせ：伊賀市議会事務局
電話 22-9687

8月臨時会

8月4日に臨時会が1日間開催され、議案5件が提出され、それぞれ原案のとおり可決されました。

■原案可決されたもの

- 議案第117号 (仮称)伊賀市検診センター備品の買入れについて
(放射線機器及び腹部超音波装置)
- 議案第118号 (仮称)伊賀市検診センター備品の買入れについて
(PET-CT装置及び管理システム等)
- 議案第119号 工事請負契約の締結について
(仮称)伊賀市給食センター新築工事
(建築主体工事)
- 議案第120号 工事請負契約の締結について
(仮称)伊賀市給食センター新築工事
(機械設備工事)
- 議案第121号 工事請負契約の締結について
(伊賀市立上野東小学校改築工事)

議員永年勤続表彰及び感謝状を授与

平成18年5月24日に開催された第82回全国市議会議長会定期総会において、3名の議員が永年勤続表彰及び感謝状を授与されました。これは、全国市議会議長会表彰規程により表彰されたものであります。

議員永年勤続15年表彰

森野 廣榮 議員

感謝状

全国市議会議長会理事
同国会対策委員会委員

小丸 勅司 議員

全国市議会議長会理事

葛原 香積 議員

あなたも議会を
傍聴してみませんか

ケーブルテレビ行政チャンネル17
で生中継しています。



8月8日、議会運営委員会によって選任された7名の委員による議員政治倫理審査会における審査結果の概要を政治倫理条例施行規則第7条により、次のとおり公表します。

当審査会は、議長から、小丸勅司議員に対して、「平成17年度三重県市議会議長会主催海外行政視察に伴う随行者旅費補助金の使途」について、伊賀市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条に違反するおそれがあるとのことで、審査を付されたところであります。

今日まで5回の審査会を開催し、慎重審査を行なってきました。

8月8日開催の第1回の審査会においては、会長に本村幸四郎、副会長に葛原香積君を互選し、議会事務局から、「これまでの随行者旅費補助を受けた市の収入状況等調査」などの資料の提出を求め、今後の進め方について協議を行ないました。

協議の結果、次回審査会を8月10日に開催し、小丸勅司議員及び当時事務を担当した職員に出席を願い、事実確認を行なうことになりました。

8月10日開催の第2回の審査会においては、小丸勅司議員及び随行了した議会事務局職員に対して、事実確認を行ないましたが、当審査会に審査を付された随行者旅費補助金の使途についての概要報告とし、詳細については、会議録に譲ることとします。

まず、小丸勅司議員からは、

- ・8月4日開催の議員全員懇談会での陳謝は、三重県議長会会長として、事務局が不適切な会計処理を行なったことに対する、断わりである。
- ・三重県議長会から補助金が支出されたことは、承知していたが、随行者旅費に対する補助金であるということは知らなかった。
- ・補助金を追加旅費に充てた会計処理については、事務局が行なったことで、一切関与していない。
- ・不適切な会計処理については、事務局から説明はなく、また、事務処理を指示していない。
- ・会計書類の決裁への押印は認める。
- ・私は一切後ろめたい事は行っていない。

とのことであります。

また、事務局職員については、事務局から提出のあった「事務処理を担当した職員からの事実確認」を参考に、本人に事実確認を行なったところであります。

そして、事務局職員からは、

- ・出納室で確認を行なった、補助金は全額市に納入すべき、とのことについては、議長、局長に報告を行っており、両名とも不適切な会計処理との認識はもたれていたと思う。
- ・追加旅費を伊賀市が負担すること、補助金から支出することについては、議長、局長ともに協議を行い、上司の指示に従い、事務処理を行なった。
- ・上司の指示とはいえ、不適切な会計処理を行なったことに対して、反省している。

とのことであります。

さらに、当日の審査会では、次回審査会を8月16日に開催し、事務局からの「事務処理を担当した職員からの事実確認」があるものの、前事務局長に出席を願い、本人から直接事実確認を行なうことになりました。

8月16日開催の第3回の審査会においては、前事務局長に対して事実確認を行なったところでありますが、この報告に関しても随行者旅費補助金の使途についての概要とし詳細については、会議録に譲ることとします。

前事務局長からは、

- ・市役所の事務吏員として、補助金については、全額市に納入すべきものとの認識は持っていた。
- ・追加旅費を補助金から支出したことについては、出納室の指導を最終的な判断は議会に任されたものと軽く受け止め、自分の判断で議長に提案し、事務処理を部下に指示した。
- ・その当時では、この処理がベターであると考えていた。
- ・決裁時には議長に詳細説明を行ない、決裁を受けている。
- ・議長が会計処理は事務局が行なったことで、一切承知していない、と言われることは、おかしいと思う。
- ・今考えれば、不適切な判断であったと反省している。

とのことであります。

以上のように、事実確認において小丸勅司議員と事務局職員との間に食い違いがありました。

これらのことを踏まえ、8月21日、第4回の審査会を開催しました。

当日の審査会におきましては、一部委員から、小丸勅司議員には、事実確認での発言を訂正されることはないと思われるので、早々、これまでの事実確認結果を審査会報告として、今日にでも議長に提出すべき、との意見も出されたところでありますが、審査の結果、審査会として、8月24日、小丸勅司議員に再度出席いただき、事実確認での食い違いなどについて確認を行なうことになりました。

さらに、審査結果報告書へは政治倫理基準に照らした違反事実や議長において講じられたい処置など、当審査会としての意見を付した報告とする旨が確認されました。

8月24日開催の第5回の審査会では、小丸勅司議員に対して、事務局職員の発言との食い違いについて確認

を行なったところでありますが、

- ・会計処理決裁文書へ押印してあるということでは、市民、議会に対して迷惑をおかけした。
- ・不適切な会計処理については、当時の議長として責任を感じている。

とのことであり、8月10日の発言を訂正されることはありませんでした。

以上のように、小丸勅司議員、事務局職員との間には食い違いが残るものの、当審査会でのこれ以上の調査は難しいとの結論に達しました。

このことを受け、懇談会を開催し協議しました。

再開された審査会におきましては、一部委員から、当審査会の意見として、条例第9条第1号による処置を講じられたい、との意見が出され、採決の結果、5名の賛成者がありましたが、条例施行規則第4条第3項で規定する4分の3以上の賛成者が得られず、否決されました。

再度懇談会での協議を経て、開催された審査会において、次のとおりの結論が出されました。

小丸勅司議員には、当時の議会の最高責任者としての陳謝があったものの、事務局提出の決裁文書写「第33回三重県市議会議長会海外行政視察随行者補助について（伺い）」において、最終決裁者として押印され、補助金から不適切な会計処理され、追加旅費を支出された責任は重大である。

また、小丸勅司議員には、行政のチェック機関である議会の最高責任者、議長としての認識の甘さが市民の議会に対する疑念をもたらした責任は重大である。

これらの理由により、小丸勅司議員には、条例第3条第5号に抵触するものと考える。

ついでに、議長において、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復する処置を定めた、条例第9条により

- ・任期中の全ての役職停止。
- ・追加経費など179,550円の返還を求める。

処置を講じられんことを付言し、報告とします。

平成18年8月24日

伊賀市議会議長 安本 美栄子 様

伊賀市議会議員政治倫理審査会
会長 本村 幸四郎

議長においては、上記議員政治倫理審査会からの報告を受け、8月25日付にて、小丸勅司議員に対して、次の文書を手渡しました。

平成18年8月25日

伊賀市議会議員 小丸 勅司 様

伊賀市議会議長 安本 美栄子

「平成17年度三重県市議会議長会主催海外行政視察に伴う随行者旅費補助金の使途」について、伊賀市議会政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条に違反のおそれがあるとのことで、政治倫理審査会に審査を付したところであります。

8月24日付にて、同審査会会長から、貴殿は「随行者旅費補助金から追加旅費を支出された不適切な会計処理を最高責任者として決裁された。」また、「チェック機関である議会の最高責任者の議長としての認識の甘さが、市民からの議会に対する疑念をもたらしている。」このことの責任は重大であり、条例第3条第5号に抵触する。

よって、本職に対して、「任期中の全ての役職停止。」「追加経費など179,550円の返還を求める。」処置を講じられたいとの報告がありました。

ついでに、本職においても、この件にかかる貴殿の行為、認識の甘さは、市民全体の代表者である議員としての品位と名誉を損なう行為と考え、条例第9条に基づき、議会運営委員会の同意を得たので、同条第3号により、貴殿に次のことを求めます。

記

1. 任期中の全ての役職停止。
2. 三重県市議会議長会からの補助金の未納付分179,550円の適正処理を行なうこと。（市へ納入）

市民との意見交換会でのアンケート結果を報告します。

伊賀市議会では、市民に信頼される議会を構築するため、「議会のあり方検討委員会」を設置し、これまで各種団体や住民自治協議会など合わせて81団体の皆様と意見交換会を行いました。席上アンケートから「議員定数34人について」では、「多すぎる」と答えたのは全体の71%で、議員定数については、「26人以内」57%、「30人以内」25%でした。

また、議会と市民の距離の遠いことや議会モニター制度の導入の必要性などの意見を参考に伊賀市議会基本条例の制定に向けて、作業を進めてまいります。

議会のあり方検討委員会意見交換会アンケート集計

〔16項目より抜粋〕
※アンケート回収部数439部

- 市議会の一般質問の内容はよくわかるか

①わかりやすい 5%	②ふつう 74%	③わからない 21%
------------	----------	------------

- 議員の本来の仕事〔二元代表制〕役割をご存知ですか

①知っている 39%	②知らない 61%
------------	-----------

- 市民代表で、常設の議会モニター制度（議会に対して意見を述べる制度）について

①賛成 77%	②反対 4%	③わからない 19%
---------	--------	------------

- 市民にとって議会基本条例〔議会の憲法〕は必要か

①必要 72%	②必要ない 10%	③わからない 18%
---------	-----------	------------

- 合併後の議員定数34人について

①多すぎる 71%	②仕方がない 17%	③わからない 12%
-----------	------------	------------

- あなたから見て、次の選挙の定数は何人を望むか

①26人以内 57%	②28人以内 18%	③30人以内 25%
------------	------------	------------

- 議員報酬は他市に比べて

①高い 31%	②低い 9%	③わからない 60%
---------	--------	------------

- あなたの現在の伊賀市議会議員に対する満足度は

①満足 11%	②不満 52%	③わからない 37%
---------	---------	------------

※アンケートにご参加いただける方は、議会事務局までご連絡ください。電話22-9687

市議会・市議会だよりに関するアンケートのお願い!

市民の皆様には、日頃より市議会だよりをご覧いただき誠にありがとうございます。このたび広報委員会では、市民の皆様にも広くご意見をお伺いし、より親しまれる内容にするためアンケート調査を実施いたします。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただきご協力を賜りますようお願いいたします。

問1 あなたの性別は ①男性 ②女性

問2 あなたの年齢は ①20歳以下 ②21～40歳 ③41～60歳 ④61歳以上

問3 どちらにお住まいですか ①上野地区管内 ②伊賀地区管内 ③鳥ヶ原地区管内

④阿山地区管内 ⑤大山田地区管内 ⑥青山地区管内

問4 議会だよりについておたずねいたします

①毎回読んでいる ②年1～2回読んでいる ③見たことはあるが読んだことはない

問5 表紙や読みやすさについておたずねいたします

①このままでいい ②変えたほうがいい（具体的に)

問6 議会だよりでどのようなことをご存知になりたいですか

①議会言葉の解説 ②議会に対する市民の声 ③常任委員会の視察報告 ④議会で行っていること

⑤その他（具体的に)

問7 その他議会だよりに対するご意見、ご要望をお聞かせください。

[]

回答につきましては、下記のいずれかの方法でご回答いただきますようお願い申し上げます。

郵送先 〒518-8501 伊賀市上野丸之内116 市議会広報委員会宛

ファックス 0595-24-7901 メールアドレス E-mail:gikai@city.iga.lg.jp